

保育補助者雇上費に関する補足事項について

Q1	対象者の要件として、「保育士資格を有しない」者が対象となりますが、幼稚園教諭免許状のみの所持者でも対象となりますか。	A1	対象になりません。保育士資格、幼稚園教諭免許状両方の資格を有しない無資格者が対象となります。
Q2	「保育補助者実習等修了証明書」は、実習が実施された施設以外でも有効になるとありますが、全国的に有効になるものですか。	A2	お見込のとおりです。他施設、他県の施設においても有効になります。
Q3	「保育に関する40時間の実習」について、既に施設によって採用時等に類似の研修を実施している場合がありますが、一部異なる実習項目、実習時間であってもよいですか。	A3	別添1-2【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】の「実習項目」は、必ず実施してください。より詳細な「実習内容」や「目安の時間」については、施設の考え方や方針等に基づき内容を精査の上、各施設の判断で実施してください。必ずしも「実習内容」「目安の時間」に示されたものと全て同一の内容で実施していただく必要はありません。 ただし、実習終了後は、全国的に有効となる「保育補助者実習等修了証明書」を各施設に発行していただくこととなるため、保育補助者が、他府県の実習施設で業務をすることとなっても、支障なく業務を実施できるように実習の内容に偏りが無いよう、ご配慮をお願いします。
Q4	「保育に関する40時間の実習」について、「習熟具合によっては、必ずしも別紙に記載した目安の時間、実習内容のとおり実施しなくてもよい」とありますが、「習熟具合」は、どの程度幅が認められるものですか。	A4	「習熟具合」について、別添1-2【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】の記載どおりに実習を行ったとしても、保育補助者となる方が知識や技能を身につけられていないと判断される場合は、追加して十分な時間を確保し、実習を行う等の対応をお願いします。
Q5	新たに雇用した職員でなければ対象となりませんか。	A5	原則、今年度に新しく雇用した職員を対象としておりますが、昨年度まで在籍した職員を対象としていただいても差し支えありません。可能な限り、新しく雇用した職員を充当いただくようお願いいたします。
Q6	4月から保育補助者を配置していますが、4月から一定の実習を実施している場合、「保育士等の実習を修了したもの」の要件により、対象とすることができますか。	A6	一定の条件を満たせば、4月から対象とすることができます。4月時点で対象者が保育に従事するための施設での実習を受けており、その実習の内容が、別添1-2【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】にある程度沿ったものであれば、実習開始日から対象とすることができます。
Q7	他の加算項目や補助項目と兼務することはできますか。	A7	他の加算項目、補助項目と兼務することはできません。また、本補助項目は専任の項目のため、職員を充当する際は、対象者の月間勤務時間を全て充当してください。